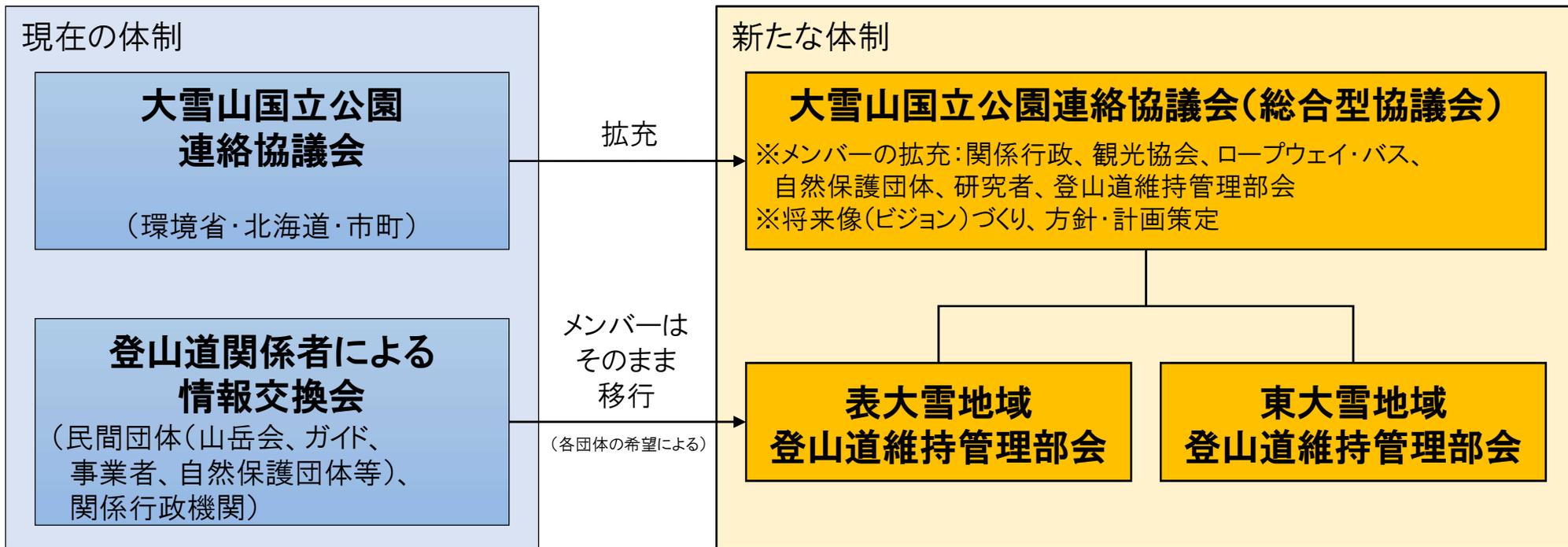


大雪山国立公園の新たな協働型管理運営体制 資料15



大雪山国立公園の目指す姿の実現
守る、活かす、つなげる、協働で管理運営する

協働型管理運営体制とは

- 国立公園に関係する環境省以外の国の機関、自治体、民間団体、公園事業者など多様な主体が参画する総合型協議会を中心とする体制
- 国立公園の将来像(ビジョン)、国立公園の管理運営方針や行動計画を定める体制
- 全国の国立公園で準備が整い次第、この体制を構築すること(平成26年7月7日付 環境省自然環境局長通知)

登山道維持管理部会

【目的】

- 登山道等の維持管理活動に関する総合調整、合意形成
(大雪山国立公園連絡協議会のうち、登山道の課題解決に関する部分の取組を実施)

【構成員】

- ・国立公園制度所管行政（環境省）・土地所有者（森林管理署、北海道）
- ・歩道事業執行者・関係市町：北海道、市町等
- ・山岳会関係者 ・ガイド事業者 ・ビジターセンター関係者
- ・保全活動団体（パークボランティア等）・登山道整備の専門家
- ・研究者、自然保護団体 等

※部会会合へは、オブザーバー（傍聴者）も参加。

構成員から代表者を選び、大雪山国立公園連絡協議会に出席

■事務局（業務の一部民間団体請負も想定）
環境省

【予算】

- 当面の間、大雪山国立公園連絡協議会の会計から必要な事項を支出

【取組】

- 構成員間の情報交換
- 登山情報の一元的な発信
- 歩道等維持管理実施手順マニュアルに基づく関係者間の調整、作業結果の検討
- 人材育成（セミナー、ボランティア受入）、技術の蓄積と伝承
- 登山道等維持管理の適正化に向けた議論（歩道事業未執行区間の解消）
- 施設の老朽化対策 等

運営について【案】

○構成員とオブザーバー

- ・ 構成員：議論に参加して意見を言い、コンセンサスに参加
- ・ オブザーバー：原則として傍聴のみ。意見がある場合は構成員を通じて伝えてもらう。

※民間団体については、部会立ち上げ前に、構成員として参加したいか、オブザーバーとして参加したいか選択。

【参考】

- ・ 部会はできる限り、各立場を代表する団体に出席をゆだね、その他はオブザーバーとして参加してスリム化を図ることが理想。
- ・ ただし、これまでの登山道関係者による情報交換会の経緯を踏まえ、現時点で構成員の数に制限は設けない（希望者は構成員になることができる。）。

○代表者

- ・ 民間団体の中から選出（各人が経験を積むため、1年交代の持ち回り。）
- ・ 大雪山国立公園連絡協議会に登山道維持管理部会の意見を伝える役割。
- ・ 事務局（環境省自然保護官事務所）が代表者を補佐する。

○部会の意思決定方法

- ・ コンセンサス方式（他の一般的な協議会等と同じ）

今後のスケジュール

令和元年春期 登山道維持管理部会の運営概要について
(今回)

令和元年冬期 登山道維持管理部会の運営詳細について (規約等)
仮代表選出

令和元年度末まで 仮代表者の大雪山国立公園連絡協議会への参加、ビジョンの議論
大雪山国立公園連絡協議会改組、登山道維持管理部会設置決定)

令和2年春期 登山道維持管理部会立ち上げ、第1回実施